

長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

長 野 県

令和5年6月

目 次

まえがき	1
1 基本方針の位置づけ	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	2
1 今後の農業の基本的な方向	2
2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	2
3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保	3
4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方	4
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	6
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	6
2 農業経営の指標	7
第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 ...	12
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	12
2 農業経営の指標（新規就農）	13
第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備	
その他支援の実施に関する事項	14
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	14
2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針	14
3 県が主体的に行う取組み	15
4 関係機関の連携及び役割分担	15
5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための取組み	17
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	18
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	18
2 地帯区分別の集積促進	18
3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について	19
第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	21
1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針	21
2 農業経営基盤強化促進事業にかかる県段階の推進体制	21
第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	23
1 農地中間管理機構の名称	23
2 農地中間管理機構の事業範囲	23

長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

まえがき

1 基本方針の位置づけ

この基本方針は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号、以下「法」という。）に基づき、第 4 期長野県食と農業農村振興計画に沿って、今後 10 年間を見据えて、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積目標、農業経営の改善に係る県の支援措置等を定めるものです。

また、市町村が農業経営の指標や農用地の利用集積目標、農業経営基盤強化促進事業等について定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の指針となるものです。

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 今後の農業の基本的な方向

長野県の農業は、変化に富んだ気象や地形を活かし、農畜産物の総合的な供給産地としての役割を果たすとともに、農業者の先進性と勤勉性による高い技術力により、地域の基幹産業として発展してきました。

しかし、本県の基幹的農業従事者（個人経営体）は令和 2 年（2020 年）までの直近 5 年間で 24.4%減少するとともに、65 歳以上の割合が 73.5%と全国平均の 69.6%を約 4 ポイント上回るなど、担い手の減少や高齢化が進行しています。

このような中、本県農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略を持って経営を展開する中核的経営体¹を育成し、併せて「地域計画」の取組みを進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により地域計画で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指します。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、県内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定めます。

主たる従事者 1 人あたり 年間所得目標：530 万円 年間労働時間：2,000 時間

家族経営体では、経営主である主たる農業従事者 1 人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2 人及び繁忙期の雇用の確保により、1 経営体あたり概ね 800 万円の年間所得を目指すものとします。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1 経営体当たりおおむね 450 万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとします。

組織経営体では、主たる従事者 1 人あたりの総支給額について、上記所得目標の実現を目指すものとします。

¹ 中核的経営体：第 4 期長野県食と農業農村振興計画において将来にわたる農業の担い手として位置付けた、認定農業者（法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（法第 14 条第 4 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者）

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

① 企業マインドで信州農業を支える中核的経営体の育成

長野県の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、本県農業を支える中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指します。

そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める地域計画の策定及び策定された地域計画の実行を通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。

また、本県農業を先導し、全国からもその経営が注目されるトップランナー²を育成・支援します。

② 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定して確保することが必要です。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の確保・育成に向けた取組みを産地と一体となって複層的に展開します。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定めます。

主たる従事者 1 人あたり 年間所得目標：250 万円 年間労働時間：2,000 時間

² トップランナー：第4期長野県食と農業農村振興計画において本県農業を主導する農業経営体として位置付けた、明確な経営理念と目標を掲げ、雇用労力の活用等により企業的な経営を展開する所得概ね1,000万円（品目により異なるが販売額3,000万円程度）以上の経営体（家族経営体、組織経営体）

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者を毎年 215 名（49 歳以下）確保することを目標とします。

4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業やロボット技術・ICT 技術等活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等により、力強い農業構造の構築を進めます。

① 普通作物

地域の実情に応じて利用権設定及び農作業受委託の推進等による中核的経営体への利用集積を推進するとともに、米と麦・大豆・そばの複合経営の育成、消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した麦・大豆・そばの生産拡大、農業生産基盤の整備等により産地化を促進します。

② 露地園芸作物

省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、条件整備と作付けの団地化、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓の推進等を総合的に推進し、中核的経営体を中心とした産地の体質強化を促進します。

③ 施設園芸作物

生産性の高い品目・作型の導入、低コスト省力生産技術・施設の導入、合理的集出荷流通体制の改善、資金と経営管理の改善等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上及び経営の安定化を図ります。

④ 畜産

消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給等による畜産物の高付加価値化や、経営の合理化等と併せて、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図ります。

(2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が大宗を担う農業構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等農家の階層分化や減少が進行し、担い手が不在となっている地域では、農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化しています。

これらの課題に対応するためには、地域計画の取組みを通じて、中核的経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にするほか、集落機能を基礎とした組織的な営農体制や市町村農業公社等の設立、農業協同組合出資法人との連携、広域展開する企業法人の誘致等の取組みを含めた新たな方策を具体化することが必要です。

加えて、将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、地域の特性を生かした品目の導入や農産加工・直売の取組等による経営の複合化や多角化により所得確保を目指す、高付加価値化に向けた検討も重要となります。

また、全産業分野で人手不足が顕著になる中、中核的経営体とその他の農業者が営農活動を補完し合う体制づくりとともに、定年退職者や子育て中の主婦層、農ある暮らしを志向する者など、多様な担い手の農業への参画等も重要な要素となります。

こうした観点を踏まえ、中山間地域等特に担い手が不足する地域においては、以下の①～④を基本に地域の実情に応じた方向性を定め関係機関が一体となり推進を図るものとします。

- ① 中核的経営体を目指す「家族経営体」の確保・育成を進める方向
- ② 集落等を基礎とし、地域の多様な農業者が参画し営農活動を行うとともに、農作業受託等を行う「集落営農の組織化」を進める方向
- ③ 広域で経営展開する「農業法人企業の誘致」を進める方向
- ④ 市町村農業公社等の設立や農業協同組合出資による農業法人との連携・協力など、「公的・準公的支援」を通じて農業生産活動を維持する方向

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作物別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進し、トップランナーへの育成を推進します。

特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあっては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立します。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・労働保険・社会保険への加入及び福利厚生の実施等、他産業並みの就業条件の整備を図ります。

2 農業経営の指標

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+小麦+大豆	50ha	水稲 30ha、小麦 20ha、大豆 20ha	6.0	0.0	5,300	34,000	
2	水稲+小麦+大豆	21ha	水稲 12.6ha、小麦 8.4ha、大豆 8.4ha	2.0	0.0	5,300	11,500	
3	水稲+小麦+そば	20ha	水稲 12ha、小麦 8ha、そば 8ha	2.0	0.0	5,300	11,300	
4	水稲+小麦+大豆+作業受託	11ha	水稲 6.3ha、小麦 4.2ha、大豆 4.2ha、作業受託 22ha	1.0	1.0	5,300	8,000	
5	水稲+小麦+そば+作業受託	12ha	水稲 7.2ha、小麦 4.8ha、そば 4.8ha、作業受託 20ha	1.0	1.0	5,300	8,200	
6	りんご	220a	(普)ふじ 40・(新)ふじ 40、ゴールド 40、スイト 40、秋映 30、リップ 30	1.0	1.5	5,300	11,400	(普)普通樹 (新)新わい化
7	りんご+もも	200a	(新)ふじ 60、秋映 30、ゴールド 50、あかつき 30、川中島白桃 30	1.0	1.5	5,300	11,400	(新)新わい化
8	りんご+なし	200a	(普)ふじ 60、(新)ゴールド 50、スイート 20、幸水 30、南水 40	1.0	1.5	5,300	10,200	(普)普通樹 (新)新わい化
9	りんご+ぶどう	220a	(新)ふじ 80、ゴールド 80、パープル 20、巨峰(露地) 40	1.0	1.5	5,300	11,900	(新)新わい化
10	ぶどう	100a	シャイン(露地) 50、(加温) 20、無核巨峰 20、パープル 10	1.0	1.5	5,300	10,300	(新)新わい化
11	りんご+なし+干し柿	180a	(新)ふじ 40、ゴールド 40、豊水 30、南水 40、市田柿 30	1.0	1.5	5,300	10,500	(新)新わい化
12	葉洋菜(レタス基幹)	540a	レタス 300、ハクサイ 150、キャベツ 40、ブロッコリー 50	1.0	1.5	5,300	9,300	
13	セルリー	250a	セルリー 250 (半促成・無加温)	1.0	1.5	5,300	9,300	
14	すいか+ながいも+ねぎ	340a	すいか 200、ながいも 70、ねぎ 70	2.0	1.0	5,300	10,200	
15	きゅうり	70a	半促成 30、夏秋 40	1.0	1.5	5,300	9,500	
16	いちご(半促成)	40a	半促成(高設) 40	1.0	2.0	5,300	8,700	
17	いちご(夏秋)	30a	夏秋(高設) 30	1.0	1.5	5,300	9,400	
18	カーネーション	50a	カーネーション 50	1.0	1.5	5,300	9,800	
19	カーネーション+トルコギキョウ	70a	カーネーション 40、トルコギキョウ(抑制) 30	1.0	2.0	5,300	11,200	
20	アルストロメリア	60a	アルストロメリア 60	1.0	1.5	5,300	9,400	
21	キク	120a	キク(施設) 80、(露地) 40	2.0	1.0	5,300	12,700	
22	リンドウ+コギク	110a	リンドウ(露地) 70、コギク(露地) 40	1.0	2.0	5,300	9,500	
23	えのきたけ	—	えのきたけ 60 万本×5 回転	1.0	2.0	5,300	12,800	
24	ぶなしめじ	—	ぶなしめじ 20 万本×3 回転	1.0	2.0	5,300	9,200	
25	酪農	—	経産牛 50 頭、育成牛 24 頭	1.0	2.0	5,300	12,000	

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
26	肉専用種肥育	—	黒毛和種常時200頭	1.0	1.0	5,300	9,000	
27	養豚一貫	—	母豚120頭	1.0	2.0	5,300	10,700	
28	地鶏	—	常時飼育450羽	1.0	0.0	1,000	1,000	
29	りんご	130a	(新)ふじ50、リップ40、スイート40	1.0	0.5	3,500	5,000	中山間等条件不利地域
30	りんご+ぶどう	130a	パープル(露地)30、(新)スイート0、(新)ふじ50	1.0	0.5	3,500	5,000	中山間等条件不利地域
31	りんご+なし	110a	(新)ふじ20、スイート40、豊水20、南水30	1.0	0.5	3,500	4,700	中山間等条件不利地域
32	干し柿+りんご	100a	市田柿60、(新)スイート40	1.0	0.5	3,500	4,500	中山間等条件不利地域
33	トマト複合	80a	トマト(半促成)30、キュウリ(露地)30、ホウレンソウ20	1.0	1.0	3,500	5,000	中山間等条件不利地域
34	アスパラガス複合	750a	水稲7ha、アスパラガス50	1.0	1.5	3,500	5,700	中山間等条件不利地域
35	カーネーション	30a	カーネーション30	1.0	1.5	3,500	4,700	中山間等条件不利地域
36	キク	70a	キク(施設)40、(露地)30	1.0	1.5	3,500	4,700	中山間等条件不利地域
37	リンドウ+コギク	65a	リンドウ(露地)35、コギク(露地)30	1.0	1.0	3,500	4,500	中山間等条件不利地域
38	えのきたけ複合	120a	えのきたけ4万本×6回転、アスパラガス(露地)120a	1.0	1.0	1,510	2,100	中山間等条件不利地域
39	集落営農(オペレータ型)	50ha	水稲30ha、小麦20ha、大豆20ha、作業受託50ha	9.0	0.0	5,300	51,900	
40	集落営農(集落ぐるみ型)(125戸)	50ha	水稲30ha(移植20ha、直播10ha)、小麦20ha、大豆20ha	1戸(40a)当たり平均所得:280千円(10a当たり70千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				
41	集落営農(集落ぐるみ型)(50戸)	20ha	水稲12ha、小麦8ha、大豆8ha	1戸(40a)当たり平均所得:219千円(10a当たり54千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				
42	集落営農(集落ぐるみ型)(25戸)	10ha	水稲6ha、そば3ha、アスパラガス1ha	1戸(40a)当たり平均所得:314千円(10a当たり75千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				中山間等条件不利地域

注1) 表中の略称について ゴールド=シナノゴールド、スイート=シナノスイート、リップ=シナノリップ、パープル=ナガノパープル、シャイン=シャインマスカット

注2) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

注3) 特に典型的な経営類型(12類型)については、「第4期長野県食と農業農村振興計画:農業経営のステップアップモデル・事例」に経営の発展段階ごとに記載があるので、そちらも参照のこと。

注4) 近年の生産費増大も踏まえ、柔軟な運用を図ること(以下の指標も同様)

○ 生産方式及び経営改善のポイント

区 分	方 針
米	<ul style="list-style-type: none"> ・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進
麦・大豆・そば	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大 ・主産地において2年3作の栽培体系などの推進により本作化を進め、競争力を向上 ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上
りんご	<ul style="list-style-type: none"> ・省力で収益性の高い高密度栽培・新わい化栽培への加速的な転換 ・シナリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期ルー出荷体制を強化 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及 ・りんごフェザー苗について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ」等県オリジナル品種等の生産を拡大 ・省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入 ・高糖度等高い品質の安定化と高位平準化を推進 ・気象変動に対応する雨除け・かん水施設を普及 ・需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入を推進 ・ワイン用ぶどう苗木について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築
なし	<ul style="list-style-type: none"> ・県オリジナル品種等への転換 ・樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及 ・優良園地の集積による生産性の向上
もも	<ul style="list-style-type: none"> ・高糖度な品種への転換と面積拡大 ・改植による樹園地の若返りを推進 ・疎植低樹高仕立て栽培の推進
レタス	<ul style="list-style-type: none"> ・夏秋期でのシェア維持・適正生産と高品質流通のための施設整備を推進 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
はくさい	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に見合った適正生産・適正出荷と高品質流通のための施設整備を推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
キャベツ	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、はくさいの転換品目として導入を推進 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
ブロッコリー	<ul style="list-style-type: none"> ・標高差を活かしたルー出荷体系を推進 ・氷詰めによる高品質な出荷等を拡大 ・水稲、はくさいの転換品目として導入を推進
アスパラガス	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進 ・施設化による病害対応と多収穫を推進 ・一年養成苗等の活用による短期成園化を推進 ・新規栽培者の確保・育成
トマト	<ul style="list-style-type: none"> ・養液・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・新規栽培者の確保・育成 ・土地利用型法人・集落営農組織等を新たな担い手として、水田を活用したジュース用トマトの契約取引を推進
きゅうり	<ul style="list-style-type: none"> ・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者の確保・育成

区 分	方 針
夏秋いちご	<ul style="list-style-type: none"> ・養液栽培の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・優良品種の導入による可販率の向上 ・天敵等IPM技術の導入による減農薬、省力化の推進
キク	<ul style="list-style-type: none"> ・開花調節技術や品種の組み合わせによる需要期(8月盆、9月彼岸等)出荷の推進 ・業務用コギク・洋マムの生産拡大 ・量販向けパニック花等用途別生産の推進 ・定植機や選花機等の導入による規模拡大の推進
カーネーション	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間冷房、循環扇等の活用による高収量化、高品質化を推進 ・仕立て法の見直し等による秋期生産量の増加 ・実需者の用途に合わせた品種選定及び作型設定
トルコギキョウ	<ul style="list-style-type: none"> ・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加(9月下旬～11月) ・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進
アルストロメリア	<ul style="list-style-type: none"> ・低温期における二酸化炭素施用による高収量化、高品質化の推進 ・新品種の導入に対応した栽培管理技術の確立 ・夏期出荷の需要に応じた品種選定と茎葉管理技術
シクラメン	<ul style="list-style-type: none"> ・小鉢化に対応した肥培管理等生産技術の確立 ・新品種の積極的な導入 ・品目の組み合わせによる施設の効率利用
えのきたけ	<ul style="list-style-type: none"> ・きこの経営体の経営管理力の強化 ・生産量に見合った雇用労働力の調整を推進 ・LED照明等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
ぶなしめじ	<ul style="list-style-type: none"> ・きこの経営体の経営管理力の強化 ・LED照明や高生産性培地の導入等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
乳用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・搾乳ロボットやICT等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進 ・性判別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上 ・公共牧場の機能強化による放牧メリットの向上
肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・グループシステムやマルチプルサイトシステムの導入による飼養管理の省力化と子豚の育成率の改善 ・多産系種豚の導入及び母豚の空胎日数減少による生産性の向上 ・子豚育成期の疾病対策と母豚の健康維持による子豚死亡率の低下 ・飼料用米利用による低コストで特色ある豚肉生産の推進 ・豚コレラの侵入防止の徹底と適切なワクチン接種
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザの侵入防止の徹底 ・ヒナの育成管理の徹底による信州黄金シャモの安定生産の推進 ・飼料用米の活用など低コスト化と付加価値化の推進

農業 関連 事業 部門 の展 開方 向例	NO	区 分	内 容	年間所得	備 考
	1	観光農園経営	観光農園(いちご等) 直売施設 1 棟	2,000千円 程度	
	2	共同加工経営	果樹、野菜、きのこ等加工 加工処理施設 1 棟		加工処理施設は共同
	3	農産物直売経営	果樹、野菜、きのこ、加工品等 直売施設 1 棟		施設直売と産地直送
	4	ふれあい牧場経営	牛肉、牛乳等の直売・提供 畜産物・直売提供施設 1 棟		
	5	農家民宿	農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟		

注1) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

環境保 全型農 業への 取組事 例	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考
				基幹	補助	1 人	経営体	
				水稲+小麦+大豆	15ha	水稲9ha、小麦6ha、大豆6ha	1.0	
野菜類複合	3ha	少量多品目栽培(有機栽培)	1.0	2.0	5,300	9,000		

注1) 生産過程等における化学合成農薬の使用回数(有効成分カウント)及び化学肥料の使用量(窒素成分量)がいずれも地域で慣行的に行われている使用量のおおむね50%以下の栽培を前提とした。

注2) 長野県農業経営指標(平成28年版)と環境保全型農業(稲作)推進農家の経営分析事例集および有機農業民間技術事例調査の野菜経営の事例を用いて算出した。

経営類型の 補完品目	品 目	前 提 条 件	年間所得 (千円)	備 考
	ハウレンソウ	作型:雨よけ 播種期:7月上旬~8月上旬 収穫期:8月上旬~9月上旬 栽培面積:20a 労働力:1.5	711	20aを4回に分けて(7/上~8/上)は種。
	アスパラガス	作型:露地長期取り 収穫期:4月下旬~10月上旬 栽培面積:30a 労働力:1.5	1,794	
	ネギ	作型:早春蒔き(ハウス育苗) 播種期:2月上旬~3月中旬 収穫期:9月上旬~12月上旬 栽培面積:30a 労働力:1.5	893	
	ジュース用トマト	作型:露地 播種期:5月上旬 収穫期:8月上旬~9月中旬 栽培面積:30a 労働力:2.0	435	

注1) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの県内の青年等就農計画の認定実績等を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、就業時の農業従事日数は年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととします。

2 農業経営の指標（新規就農）

（単位：a、人、千円）

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+野菜（ミニトマト+ズッキーニ）	360a	水稲 320a、ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない
2	水稲+野菜（アスパラガス+ジュース用トマト）	380a	水稲 300a、アスパラガス（半促・長期）40a、ジュース用トマト 40a	1.0	1.0	2,500	3,400	
3	水稲+果樹（干し柿）	300a	水稲 260a、市田柿 40a	1.0	1.0	2,500	3,100	
4	果樹（りんご専作）	100a	シナリップ 30a、シナスイト 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新わい化
5	果樹（ぶどう専作）	60a	無核巨峰 20a、ガッパブル 10a、シャインマスカット 30a	1.0	1.0	2,500	3,000	
6	果樹複合（りんご+ぶどう）	60a	シナスイト 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、ガッパブル 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新わい化
7	果樹複合（りんご+もも）	80a	シナスイト 20a、ふじ 40a、あかつき 10a 川中島白桃 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは新わい化
8	果樹・野菜複合（干し柿+アスパラガス）	60a	干し柿 40a、アスパラガス（半促成）20a	1.0	1.0	2,500	3,200	
9	野菜（夏秋いちご専作）	20a	夏秋いちご（高設）20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
10	野菜（すいか専作）	160a	すいか 160a	1.0	1.0	2,600	3,500	
11	野菜複合（トマト+きゅうり）	30a	トマト（雨よけ）20a、きゅうり（夏秋）10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
12	野菜複合（葉野菜）	300a	レタス 180a、はくさい 20a、キャベツ 100a	1.0	1.0	2,500	3,400	
13	野菜複合（ブロッコリー+リーフレタス+ほうれんそう）	190a	ブロッコリー（初夏まき）50a、リーフレタス 70a、ほうれんそう（雨よけ）70a	1.0	1.0	2,500	3,500	ほうれんそうは20aを3.5回転
14	花き（きく施設+露地）	55a	施設（7・8月出荷 15a、9・10月出荷 15a）、露地（9月出荷 25a）	1.0	1.0	2,500	3,700	
15	花き（トルコギキョウ+ストック）	35a	トルコギキョウ（普通）20a、ストック 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
16	繁殖和牛	200a	繁殖和牛 15頭、リガム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	3,600	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。</p> <p>1 施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。 やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受けが望ましいです。 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。 <p>2 経営管理及び生産方式</p> <p>経営管理及び生産方式は、第2の2に準じますが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。</p>
-------------------------	---

注1) 本指標は、長野県農業経営指標（平成28年版）値を参考とした。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他 支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県農業の生産力を将来にわたり維持していくためには、リタイア農家の経営を継承する新規就農者や農地の受け皿となる大規模経営体の育成を推進するとともに、子どもたちが憧れ、将来の職業として選択される魅力ある農業を構築するための施策の充実がこれまで以上に必要です。

本県農業を担う人材を安定的に確保するため、新規学卒者を含め、県内外からの新規参入者の誘致の促進や、農業技術、経営資産を円滑に継承できる親元就農者への支援を推進するとともに、農業法人等での就労期間中に栽培技術等を習得した独立志向者が県内で円滑に独立就農できるようサポートを展開し、自営農業者の増加を図ります。

また、耕作が困難となった農地の受け皿となり地域農業をけん引する大規模法人の育成を加速するとともに、全国各地で実績のある企業法人等の誘致を積極的に展開するなど、多角的な担い手の確保を進めます。

併せて、農業法人等が雇用就農者（従業員）を安定的に確保できるよう、経営者自身のスキル向上を支援するほか、求人求職者とのマッチング支援などに継続して取り組みます。

一方、小規模農家や兼業農家に加え、いわゆる農ある暮らしなど、農村地域の重要な支え手がコミュニティを形成しながら、農地を有効利用し農業を継続していけるよう支援を充実するとともに、農ある暮らし志向者の呼び込みなど農業者の裾野拡大を促進します。

さらに、農業大学校のカリキュラムや学びの環境など学校の魅力を幅広くPRし、県内外から意欲ある学生を一人でも多く確保するとともに、県内の農業高校と連携して、本県農業を担う就農者や農業関連産業の担い手の育成を進めます。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定により、長野県農政部農村振興課を長野県農業経営・就農支援センターとしての業務を行う拠点として位置付け、以下①～④の業務を担います。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応
- ④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要と

なる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

センターの運営に当たっては、県農業農村支援センター、県農業大学校、公益社団法人長野県農業担い手育成基金、一般社団法人長野県農業会議、長野県農業再生協議会担い手農地部会、農地中間管理機構、農業経営者協会、農業法人協会、長野県農業協同組合中央会、農業信用基金協会、及び長野県産業振興機構と相互に連携してサポートを行います。

農業経営・就農支援センターの相談窓口については、県内10農業農村支援センターにサテライト窓口を設置することとします。

3 県が主体的に行う取組み

県は、充実した就農関連情報の発信や、農業農村支援センターを中心に市町村やJA等農業関係団体と連携した就農支援の拡充により、新規就農者の確保を推進します。

青年や女性、シニア層など幅広い就農志向者のニーズや習熟度に応じた相談対応や就農準備の支援により、円滑な就農を実現し、将来の夢に向けて農業経営等に取り組めるようサポートします。

また、生産技術や経営資産を円滑に継承できる親元就農者への支援を拡充するとともに、長野県農業法人協会と連携し、農業法人の雇用就農者のスキルアップを支援し、将来的に、のれん分け等による独立の道を含めて、新規就農につなげる取組を進めます。

農業大学校では、理論と実技を同時に学ぶ実践型教育により、農業経営者として有望な人材の育成・確保を図ります。また、農業大学校のカリキュラムなど魅力のPRを強化することにより、県内外から意欲ある学生を確保するとともに、農業農村支援センターと連携して多様な就農の形を支援します。

4 関係機関の連携及び役割分担

(1) 県

ア 農政部

就農促進に関わる総括的な連絡調整及び基金の指導監督を行います。

イ 農業農村支援センター

学校教育との連携により、児童・生徒の就農意欲の高揚を図るとともに、新たに就農しようとする青年等に対する相談及び就農計画の作成に関する指導、青年農業者等に対する技術・経営等に関する指導及び情報提供並びに青年等の自主的な組織活動に対する支援等を行います。

ウ 農業大学校

研修教育の中心的機関としての役割を担い、実践的な研修教育を行います。

(2) 農業担い手育成基金

新たに就農しようとする青年等に対する情報提供と就農相談、無料職業紹介事業を実施するほか、基金独自の事業として就農希望者や青年農業者等への助成事業を実施します。

(3) 農業会議及び市町村農業委員会

新規参入希望者に対する相談、農用地等に関する情報提供、現地調査、農用地の斡旋等を行うとともに、認定新規就農者制度に該当する者については、その制度の紹介等を行います。

(4) 農業協同組合等

長野県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会長野県本部並びに農業協同組合は、生産流通等に関する総合的な機能を発揮し青年農業者等の営農に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たします。

(5) 農地中間管理機構

新規就農者への農用地の利用集積を進めるとともに、遊休農地解消事業等により就農初期段階における経費負担の軽減を図ります。

(6) 市町村

農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農後のきめ細かな支援施策等を行います。

(7) 農業信用基金協会

農業協同組合等金融機関が青年農業者等に行う農業制度資金の貸付けに対して債務保証を行い、認定就農者への融資の円滑化を図ります。

(8) 農業経営者協会及び農業法人協会

新たに就農しようとする青年等の農家研修を積極的に受け入れるとともに、地域における就農前後の青年等に対して適切な助言指導等を行います。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための取組み

市町村は、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県が運営する就農支援ポータルサイト「デジタル農活信州」を通じて、最新情報を常時発信します。

農業経営・就農支援センターは就農希望者に対して、対面や Web による就農相談会の開催、農業体験・就農準備研修及び新規就農里親研修の実施など、市町村や農業関係団体と連携した丁寧な支援活動により、就農の始めの一步を強力に応援します。

農業農村支援センターは、就農後の営農定着から経営安定までを、習熟度に応じたステップアップ方式の伴走型支援でサポートします。また、生産技術や農業機械、施設等を円滑に継承できるなど、就農初期の経営リスクが低い親元就農者への支援を拡充し、地域農業の担い手の営農継続をバックアップします。さらに、雇用就農により生産技術を習得している従業員等を対象としたスキルアップ研修を実施し、自営志向者の独立に向けた支援を行います。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。なお、目標年次は令和10年とし、集積面積には基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

農業地帯区分	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
都市近郊地帯	55%
水田地帯	70%
園芸地帯	60%
山間農村地帯	35%
県全体	60%

市町村別の地帯区分については、別表のとおりです。ただし、広域の合併が進んでおり単一の地帯とみなすことが適当でない市町村においては、地区ごとに営農実態に合わせた集積目標を設定することが望ましいです。

2 地帯区分別の集積促進

農用地の集積にあたっては、地域計画の取組みにより地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業の積極的な活用等により推進を図るものとします。

(1) 都市近郊地帯

この地帯は、混住化等都市化の影響が著しい地帯であり、経営規模が小さく自給的農家率が高いです。

今後は、計画的な土地利用調整を進め、集団的な優良農地の確保に努めるとともに、消費地に近いという特性を生かした家族経営体による果樹・野菜・花き等の振興、農作業受託体制の整備による農用地の利用集積の促進を図ります。

(2) 水田地帯

この地帯は、兼業化が進んでいるものの、経営規模が比較的大きく、農用地

の流動化や農作業受委託は県下で最も進んでいる地帯です。

今後は、家族経営体・組織経営体による土地利用型の大規模複合経営の育成による収益性の高い水田農業経営の確立を図ることとし、地域の実情に応じて麦・大豆・飼料作物の生産や園芸作物の作付けを促進するとともに、必要に応じ畦畔除去による大区画化等の基盤整備を行いながら農用地の流動化や農作業受委託を一層推進し、水田の有効活用と経営の合理化を図ります。

また、兼業化の進行等により当面十分な中核的経営体の確保・育成が困難な地域にあつては、実情に応じて効率的な規模等を前提に集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を進めます。

(3) 園芸地帯

この地帯では、果樹・野菜・きのこ・花き等多様な品目の産地が形成されています。

今後とも、家族経営体・組織経営体の規模拡大と経営の効率化や新規就農者の確保を図るとともに、遊休施設の活用や、円滑な経営の継承を促進し、基盤整備事業も活用しながら、産地の維持・拡大に努めます。

また、畜産、稲作等を含めた部門・作目間の補完関係の強化、周辺住民の参画を含めた労働力補完体制等を整え、地域農業の複合化及び経営間・地域内労働力の活用を促進します。

(4) 山間農村地帯

この地帯は、農業生産条件に恵まれていない地域が多く、経営規模が零細であるほか、農業従事者の減少と高齢化が進み遊休農地が増加するなど、農業構造の脆弱化が進んでいます。

今後は、地域の特色を生かした新規参入等担い手の確保対策の推進や、標高差等の地域の立地条件を生かした特色ある農業の振興、地域特産物・観光資源等を活用した農産物加工・観光農園・農家民宿等6次産業化による付加価値の高い農業の展開を図ります。

また、中山間地域農業直接支払事業等の活用による遊休農地の発生防止など、農用地及び生産基盤を維持するとともに、担い手が確保されるまでの間営農活動を継続するため、市町村が出資する第3セクターや農業協同組合が出資する農業法人等による支援体制の整備を図ります。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について

長野県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整

備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ります。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

長野県農業再生協議会を中心として関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、地域計画の実行を通じて、力強い農業構造を創るための活動を支援・助長するとともに、農地中間管理事業など、農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていきます。

実施に当たっては、これらの措置が中核的経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度・青年等就農計画認定制度の一層の普及・推進を図るとともに、農用地の利用集積その他の支援措置を集中的かつ重点的に実施するものとします。

(1) 農地中間管理事業

農地中間管理事業については、農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約を進める中核的な機関として位置づけ、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図ります。円滑な農地の利用調整を行うためには、地域計画の取組みが重要であり、話し合いを通じて地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進するため、農地に関する機能・情報を有する市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して推進するものとします。

(2) 利用権設定等促進事業

利用権設定等促進事業については、法改正により、中間管理事業との統合が進められることになりました。市町村及び農地中間管理機構は円滑な統合に向け調整を進めるとともに、市町村は統合までの間、適切な運用を図るものとします。

(3) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、地域の話合いにおいて農地の流動化を進めるなどの農用地利用規程を定め推進の方針を示した地区において、本事業の活用により、農地の集積・集約を進めます。

2 農業経営基盤強化促進事業にかかる県段階の推進体制

(1) 農地中間管理機構

農地中間管理事業の積極的な推進により、農地の集積・集約を進めます。

(2) 農業農村支援センター

地域及び農業者が十分に利益享受できるよう、機構集積協力金等関連施策の積極的な活用を支援します。

(3) 農業経営・就農支援センター

新規就農者の就農後の早期経営安定を図るため、経営農地の確保等について市町村等と連携しながら支援します。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

1 農地中間管理機構の名称

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に基づき設置する農地中間管理機構は、公益財団法人長野県農業開発公社とします。

2 農地中間管理機構の事業範囲

公益財団法人長野県農業開発公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第7条に定めのある事業を行います。

- 農用地等を買入れ、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）

市町村が定める地域計画の区域において特例事業を実施する場合は、必ず当該地域計画の達成に資することとなるよう実施します。